

米子市掲示第18号

公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

米子市長 野 坂 康 夫

1 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの内容

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務に係る企画の提案

(2) 対象となる業務名

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務

(3) 業務の履行期限

平成27年3月27日

(4) 予算額

6,277,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

(1) 米子市の入札参加資格者名簿（業種は、建設コンサルタントに限る。）に継続して2年以上登録されている事業者であって、日本国内に本店又は支店を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない事業者でないこと。

(3) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）による指名停止措置を受けている事業者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(5) 平成21年度以降に地方公共団体等が発注した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編 し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル ごみ焼却施設 し尿処理施設」（平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準拠する長寿命化計画の策定に関する業務について、元請で受注し、完了した実績を有する事業者であること。

(6) (5)の業務と同種又は類似の業務における管理技術者として従事した経験を有する者を、本業務の管理技術者として配置することができること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 第1次審査（参加申込書等による審査）

提出された書類について評価を行い、第2次審査の参加者を選定する。

4 第2次審査（企画提案書等による評価）

第2次審査の参加者として選定された者は、企画提案書及びプレゼンテーションによる第2次審査を受けることができる。

5 最優秀案等の選定

第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、第2次審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号683-0852 米子市河崎3280番地1 米子市クリーンセンター内
米子市環境政策局環境事業課（電話番号 0859-30-0270）

(2) 米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）の交付

募集要項は、平成26年5月9日（金）から同月26日（月）までの間に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成26年5月9日（金）から同月26日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加申込書等の提出

ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、募集要項に基づき参加申込書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成26年5月26日（月）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成26年5月26日（月）午後5時

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

第2次審査の参加者は、募集要項に基づき企画提案書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成26年6月13日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成26年6月13日（金）午後5時

7 契約の締結

5により最優秀案として選定された提案の提出者と契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、5により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提出者と契約締結の交渉を行う。

8 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別途交付する募集要項によるものとする。